

足立区地域自立支援協議会

要綱設置

委員数（会長含む）：88人以内

- 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有
- 関係機関等の連携の緊密化
- 地域の実情に応じた体制の整備について協議
- 障がい関連計画についての意見聴取
- 2年度を1期として活動、報告書を提出

本会議

事務を
所管する
部長

報告書

検討依
頼

報告
情報共有

報告

専門部会

くらし部会 相談支援部会
はたらく部会 精神医療部会
こども部会 権利擁護部会

足立区地域自
立支援協議会
セミナー ※

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

要綱設置

「自立支援協議会に準ずる機関」と位置づけ R5年度～

- 障がい者ケアマネジメント・地域生活支援の評価・検証
- 地域生活支援の課題を抽出・分析
- 障がい者等への相談及び支援の質の向上

《評価の対象》

相談支援事業・日中サービス支援型共同生活援助・地域生活支援拠点等

《評価委員》

学識経験者（委員長）/行政等相談機関/障がい者団体/
障がい者（児）施設（社会福祉法人又は特定非営利活動法人）

《意見聴取（オブザーバ）》

ピアサポーター/主任相談支援専門員

※ 専門部会等の活動を通じて企画・実施するセミナー

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（通称：にも包括）構築のための、保健・医療・福祉関係者等による協議の場として位置づけされている。

※ 部会とは別に「にも包括WG」あり

障害者差別解消支援地域協議会として位置づけされている。（障害者差別解消法第17条）

報告

地域生活支援拠点
等担当者会議
運用方法など、具
体的な検討

区内事業所ネットワーク

“サービス種別や障がい種別ごとの関係機関の情報共有・質の向上の場”

- ◆ 障がい者相互支援ネットワーク会（Aふらんき）
- ◆ 就労支援ネットワーク
- ◆ 障がい福祉施設ネットワーク
- ◆ 高次脳機能障がいネットワーク
- ◆ グループホームネットワーク会議
- ◆ 相談支援事業所ネットワーク
- ◆ こども発達支援事業所ネットワーク
- ◆ 精神保健福祉情報ネットワーク連絡会